

● 今回の当省からの再質問

① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

(回答)

適性の否定につながるおそれのある事情が認められた場合を想定している。

② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。

(回答)

「他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならない」という趣旨であり、御指摘の相互乗入を認めることは検討していない。

なお、異動先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長が行った適性評価の結果を参考にすることは妨げられない。

2 新規質問

ア 第8条第1項第1号関係

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

(回答)

大臣秘書官(政務)は適性評価対象になると考えている。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

(回答)

各省庁統一的なものとして法令又は政令に規定することを考えている。

イ 第8条第8項関係

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし

ことになるのか。

(回答)

内閣官房が収集する情報は、必要に応じて他の行政機関と共有されるものの、特別秘密指定後に共有されるに至る場合も考えられる。したがって、内閣官房が特別秘密の指定を行う場合、必ずしも他の行政機関の長の意見を聞くことにはならないと考える。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

(回答)

意見聴取の結果、例えば、他の行政機関における当該事項の取扱状況を把握して指定を見送る場合など、指定の必要性を認めなくなることがあると考えられる。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

(回答)

指定の要件充足性を検討する必要があるため、判明した時点で当該行政機関における当該事項の取扱状況を調査し、その結果引き続き要件を充足することが明らかになった場合には当該行政機関においても当該事項を特別秘密として取り扱い、要件を欠いていることが明らかになった場合には指定を解除することとなると考える。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものも含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

(回答)

当該事項が特別秘密に自動的に指定されるわけではない。

コ

この

防衛省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月18日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所：内閣府本府別館4階402会議室

3 出席者

防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室
同室

同室適格性制度付与専門官

末長 広 室長
部員
事務官

4 対応者：橋場参事官、[REDACTED]補佐、[REDACTED]

5 概要：

（1）総論

先方： 防衛省としては、以下の基本的な問題意識をもって本法制の検討に臨んでいる。

- ・ 防衛秘密制度を特別秘密制度に取り込む際に、現在行っている情報保全のレベルを低下させないこと。
- ・ 適性評価については、過度の負担が新たに発生するような手続・方法にならないこと。
- ・ [REDACTED]

本日は、これらの問題意識を踏まえ、個別の論点に係る防衛省の質問や考え方をお示しし、それに対する内調の現時点での考え方や検討状況を伺い、意見交換をするために参った次第。

（2）調査票について

先方：

[REDACTED] 防衛省として必要性を説明すれば、記載事項を追加することは可能か。又は、各省独自の調査項目を本法制の中で追加的に位置付けることは可能か。

当方： 本法における調査事項（法第8条第4項・第5項関係）や調査票の記載事項については、特にアメリカの制度を参考にして検討した。その上で、調査事項も、また、調査事項ごとにどれだけの情報を記載させるのかも各国一様ではないことを踏まえて、調査事項はアメリカ等と比較して欠けているものがないようにしつつ、記載事項はその情報が我が国において漏えいのリスクを評価する上で有用かどうかなどの観点から検討し直したところ。実施権者に質問や照会の権限を付与するなどして必要に応じて深みのある調査ができるようにしていることを合わせ考えると、遜色ないものと考えている。

[REDACTED] 本法制では記載を要しないこととなっている内容についても、その要否を内閣情報調査室の中で慎重に検討させていただいている。漏えいのリスクを評価する上では情報が多いに越したことはないが、

一方で、調査票は開示請求があれば公開することになることを前提に、記載事項それぞれが漏えいのリスクとの関係で明確に説明できるかどうか、憲法（とりわけ思想、信条等内心の自由）に抵触しないか、偏見・非合理的な差別ではないかといった制度設計者の意図とは異なる批判を惹起することにならないか、といったことを考慮してこのような形に至っている。

各国とも、同一のレベルの秘密を取り扱うためのクリアランスであれば、取り扱うであろう秘密情報の分野が異なったとしても各行政機関とも調査票の様式は同じであることを参考にすると、各省における独自の調査事項を立てることは説明が難しいと思う。

したがって、この法制の枠内で調査事項を各省が追加するという制度設計は困難である。この法制の枠外で各省が行うことについては、内調は申し上げる立場ではない。

(3) 施行期日について

先方： 防衛秘密のクリアランスを保有している防衛省職員、防衛秘密を取り扱っている民間業者の職員は桁違いに多い。法律成立後、特別秘密の取扱いに適性評価が義務付けられるまでにはどれくらいの期間を見込んでいるのか。

当方： 詳細な検討をしたわけではないが、3年では長く2年以下では短いといった意見がある。どの程度の準備期間を設けるかを検討するに当たっては、やはり対象者数が圧倒的に多い防衛省の状況を考慮する必要がある。逆にどの程度の期間が必要と考えているのか伺いたい。

本法制の適性評価では、現在の特別管理秘密制度の下での適格性確認手続で行っている調査票への記載、[REDACTED]上司への意見聴取を最低限必要な手続とし、所要時間に大きな影響を与えるであろう「面接」は必須としないことを考えているが、これを前提として、如何か。

先方： 各機関に照会して具体的な数字を算出したい。

(4) 代替措置について

先方： 代替措置で取り扱える期間を2ヶ月とした理由は何か。

[REDACTED]

当方： [REDACTED] 代替措置や暫定措置で取扱いを許容するという制度設計は説明ができない。

[REDACTED] これより制度が大幅に後退するようなことはとてもできない。防衛省のように特別秘密を取り扱うポストが多い省庁であれば、人事異動の時期以外でも計画的に適性評価を行っておくということが可能なものと考えていた。人事慣行を多少見直すことになるかもしれないが。